

**「定着しているはずの対策が実際は行われていない」かもとの危機感を！**

瀬峰労働基準監督署長より、令和4年6月3日の死亡災害等重篤な災害の続発を受けて、同年6月22日付けにて、同署管内関係団体に要請がありました。

会員各位におかれましては、社内で共有する等類似災害防止について、徹底していただきますようお願いいたします。

## 重篤な労働災害の防止に向けた取組の強化について(要請)

瀬峰労働基準監督署長

日頃より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年6月、労働災害による死亡者や、重大な後遺症を残すこととなる労働災害が建設現場で発生したところです。これら災害の詳細は現在調査中ですが、死亡災害は、クレーン機能付きドラグ・ショベルが横転し、作業員が下敷きになって発生したものです。また、重大な後遺症を伴う災害は、有効な要求性能墜落制止用器具を使用させることなく、3メートル超えの高さから転落したものです。さらに、安全な作業床を設けず、また、保護帽を着用させずに支障木の処理をさせ、高所から墜落するといった、死亡災害になりかねない労働災害が本年6月に建設現場で発生しています。

これら災害は、建設現場において、実施すべき基本的な労働災害の防止対策が講じられないまま作業が進行されて発生したものです。このため、建設現場における今後の労働災害の防止については、定着しているはずの対策が実際は行われていないおそれがあるとの認識を持ち、相当の危機感や緊張感を持って取り組む必要があると判断されます。

つきましては、労働災害を発生させないため、基本的な安全活動は着実に実施するという原点に立ち返り、関係者が一丸となって、会員事業場に対し、下記事項の指導や周知といった取組を強化されますようお願いいたします。

### 記

- 1 運転中の重機に接触することによる労働災害の防止を徹底すること。特に、誘導者を置く場合、誘導者自身に接触のおそれがないようにすること。
- 2 作業床、手すり及び中さんの設置並びに有効な要求性能墜落制止用器具の使用等による墜落・転落災害の防止を徹底すること。また、足場の組立て等作業主任者その他作業主任者にその職務の遂行を徹底させること。おって高所での作業は、墜落時保護用の保護帽の着用を徹底すること。
- 3 トップによる決意の表明及び教育等を改めて実施し、関係者の安全意識を高揚させること